

那珂川沿岸農業水利事業（二期）

小場江堰幹線水路改修工事（その11-3）

特別仕様書

【当初】

関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所

第1章 総則

那珂川沿岸農業水利事業（二期）小場江堰幹線水路改修工事（その11-3）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営那珂川沿岸土地改良事業計画に基づき、小場江堰幹線水路の改修を行うものである。

2. 工事場所

茨城県那珂市下江戸地内

3. 工事概要

工事概要は下記のとおりである。

施工延長 L=571.33m

施工始点 測点No. 167+39.60 施工終点 測点No. 179+10.930

開水路改修工

嵩上げ工 L=867.46m

法面保護工 L=275.20m

底版増厚工 L=137.60m

開水路補修工

断面修復工 A=13.80m²

ひび割れ補修工 L=32.60m

目地補修工 L=16.50m

仮設工 1式

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。なお、「工事数量表」の備考欄に「概」と表示した数量については、概算数量であるため、施工実績に基づき設計変更の対象とする。

5. 精査積算方式

本工事は、受注者において施工のために必要な仮設工に係る設計と工事施工を一括して実施する精査積算方式の試行工事である。

精査積算方式とは、主要構造物の構造・形式や諸元等を確定した上で、不可視部分（不確定部分）の施工に関する仮設工（仮排水路工）において、契約締結後に必要な仮設工に係る設計

等を工事と一括して精査し、契約変更の対象とする方式をいう。

第3章 施工条件

1. 基本事項

本工事は河川区域内及び河川保全区域工事であるため、関係法令及び河川管理者との協議による条件を遵守しなければならない。なお、河川区域および河川保全区域の施工着手（準備工含む）に先立ち、退避計画書を監督職員に提出し承諾を得るものとする。

2. 工程制限

- (1) 那珂川水系における非出水期間は11月1日～5月31日であり、10月31日までは河川区域内および河川保全区域内の工事を施工してはならない。
- (2) 当該工事の図面に示す範囲（河川区域内）における準備工（水路内調査、測量、刈り払い、除草作業）及び仮設工（施工ヤード設置（敷鉄板設置））については、10月15日から着手可能であるが、この期間（10月15日から10月31日）においては、重機（バックホウ、クレーン等）を常駐させてはならない。
- (3) 当該工事の図面に示す範囲（河川保全区域内）における準備工（水路内調査、測量、刈り払い、除草作業）については、9月1日（落水後）より着手可能である。この期間（9月1日から10月31日）においては、重機（バックホウ、クレーン等）を常駐させてはならない。
- (4) 河川区域および河川保全区域外における準備工、仮設工（測量、刈り払い、除草作業、施工ヤード設置（敷鉄板設置）、工事用道路設置、ガードレール撤去等）については、9月1日（落水後）から着手可能である。

なお、当該期間の取り扱いについて、期間変更となる場合は、監督職員より通知するものとする。

3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日として、雨天・休日等を13日／月を見込んでいる。なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

4. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）は、工事を行わない。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件や第三者との協議等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 施工しない時間帯

原則、午後5時から午前8時00分まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-10に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

7. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている193日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和8年3月16日（工事完了期限日）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

8. CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工箇所の土質は、粘性土を想定している。

2. 関連工事

本工事の関連または隣接して次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡、打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

- ・小場江堰幹線水路改修工事（その11-1）（令和7年8月～令和8年3月）

3. 第三者に対する措置

（1）騒音・振動対策

騒音、振動等の対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円

滑な進捗に努めなければならない。

なお、第三者より苦情等が発生した場合には、速やかに監督職員に報告し、対策について監督職員と協議するものとする。

(2) 保安対策

本工事における交通誘導員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は監督職員と協議するものとする。

(3) 交通対策

1) 本工事で使用する道路については、一般車両、周辺住民の通行等に支障のないよう、充分に安全対策を講じるものとする。また、工事用道路等での走行は徐行とし、民家周辺においては特に留意するものとする。

2) 資機材及び土砂運搬等のため現場から運搬車が公道へ乗り入れる場合はタイヤ等の泥を除去してから通行するものとする。

3) 市道等の通行にあたって、路面及び構造物に損傷を与えた場合は、その対策について監督職員と協議するものとする。

(4) 防塵対策

防塵対策が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 関係機関等との調整

関係機関との協議は発注者側において行うが、工事の実施に際し必要となる交通規制、使用申請および連絡調整は監督職員と打合せのうえ、受注者が行わなければならない。

1) 道路使用許可申請

2) 河川協議関係（退避計画書）

第5章 指定仮設

1. 工事用道路等

(1) 現場搬入路

現場搬入路は、一般道を利用することとしているので、受注者の交通事故等の防止に努めるものとする。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

(2) 工事用道路

受注者は、図面に基づき、工事用道路及び施工ヤードを施工しなければならない。

2. 水替工

工事現場内における排水は、次のとおり想定している。

（開水路部①） $Q_{\max} = 0.508\text{m}^3/\text{s}/\text{箇所}$ （高密度ポリエチレン管仮回し排水：常時排水）

（開水路部②） $Q_{\max} = 7\text{m}^3 \text{ 未満}/\text{hr}/\text{箇所}$ （高圧洗浄施工時：作業時排水、
コンクリート堰施工時、常時排水）

なお、作業時において、水路等からの湧水や流入水が確認されポンプ排水が必要となる場合は監

督職員と協議するものとする。

3. 仮排水路工

工事数量表備考欄に「精」と示された仮排水路および仮設放流工の施工については、既設の構造が不可視で施工条件が不確定であることから、精査積算方式の対象とする。

なお、施工に先立ち、現況排水量および周辺調査による既設の構造を把握した上で、仮設計画を検討するものとする。また、本件にかかる数量等は設計変更の対象とする。

(1) 排水量

現設計で想定している排水量は、下記のとおりである。

(開水路部①) $Q_{\max} = 0.508\text{m}^3/\text{s}/\text{箇所}$ (図に示す流域6からの流入水：常時排水作業)

(2) 開水路部に施工に先立ち、幹線水路 No. 170 付近および水路外排水路の水路壁の一部を取り壊し、その間を掘削したのち仮回し管（高密度ポリエチレン管： $\phi 800$ ）を設置し、幹線水路から水路外排水路へ排水する仮設放流工を設けるものとする。

なお、高密度ポリエチレン管（ $\phi 800$ ）については、7章 官貸品等に示す保管場所より搬入し、工事完成後に同地へ搬出するものとする。

(3) 仮設放流工の施工により取り壊した水路壁は、仮回し管の撤去後、取壊し前の形状に復旧するものとする。

4. 仮締切工

水路内の施工に先立ち、仮締切堰設置により流入を遮断するものとし、工事完了後に既設構造物に損傷を与えないようこれを撤去する。

5. 施工ヤード

本工事に当たり施工ヤードを予定しているので、図面に基づき設置しなければならない。

なお、その使用に当たっては、隣接地に土砂等の流出が生じないように善良な管理を行うものとする。

6. 工事用進入路

(1) 受注者は、水路の管理用道路を工事用道路として使用するものとし、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 土取場

土取場（那珂川機場）に下表に示す数量の土砂を仮置きしているので、仮締切用土のう（コンクリート堰設置撤去時）に使用しなければならない。

名 称	場 所	採取量	摘 要
土取場（那珂川機場）	茨城県水戸市飯富町	21m ³	

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりであり、次に示す期間に使用できる。

（1）施工ヤード(2)，(3)（農地）

施工ヤード	令和7年9月1日～令和8年3月16日
-------	--------------------

ただし、河川区域内の農地については令和7年10月15日より使用できる。

（2）施工ヤード(1)（統合改良区管理地）

施工ヤード	令和7年9月1日～令和8年3月16日
-------	--------------------

2. 工事用地等の使用及び返還

発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。また、必要に応じて境界控杭を設置しなければならない。

工事用地等以外の用地が受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返地する場合は、発注者に報告するものとする。

工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。

第7章 官貸品等

1. 仮排水管

仮排水管として下表の官貸品の引渡しを予定している。使用期間は工事の期間内とする。

保管場所	名称	規格・寸法	単位	数量	備考
御前山ダム官貸品置場 (常陸大宮市下伊勢畑 地先)	高密度ポリエチレン管	φ800、5.0m/本	本	44	
	高密度ポリエチレン管 継手	φ800用	個	39	
	高密度ポリエチレン管 キャップ	φ800用	個	2	

引渡す資材の利用に当たっては、受注者の責において善良な管理を行うものとする。

仮設計画の都合上、やむを得ず官貸品を切断や削孔などを行う場合、事前に監督職員と協議するものとする。また官貸品について異常が認められた場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、官貸品の返却方法については、監督職員の指示によるものとする。

第8章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第9章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。

(1) 水性プライマー

水性プライマーは、下表の品質規格を満足するものとする。

品質項目	試験方法	単位	規格値
打設有効時間	—	時間	3

(2) ひび割れ補修材料（充填材）

充填材にはポリマーセメントモルタルを使用する。ポリマーセメントモルタルは JIS A 6203 セメント混和用ポリマーディスパーション及び再乳化形粉末樹脂の規定によるものとし、規格・品質は以下のとおりとする。

試験方法等		規格値
長さ変化率試験	JIS A 1129 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度 $23 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、湿度 $50 \pm 5\%$	2日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢28日の長さ変化率が0.05%以下

(3) 断面修復材料

断面修復工で使用する材料は、下表の品質規格を満足する繊維混入ポリマーセメント系モルタル又は同等品以上を使用するものとする。

試験方法等		規格値
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間4週間	中性化深さ5mm以下（中性化速度係数 $18\text{mm}/\sqrt{\text{年}}$ 以下）
圧縮強度試験	JSCE-K 561 (28日養生)	21.0 N/mm^2 以上
長さ変化率試験	JIS A 1129 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度 $23 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、湿度 $50 \pm 5\%$	2日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢28日の長さ変化率が0.05%以下
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験（案） （材齢28日、10時間経過後）	標準供試体に対する平均摩耗深さの比が無機系：1.5以下、HPFRCC：2.5以下
凍結融解試験	JIS A 1148（A法） 試験条件： 凍結融解300サイクル	相対動弾性係数85%以上

※ 水中条件における養生条件：供試体作成後、温度 $20 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 $60 \pm 10\%$ で7日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。

(4) 目地補修材料

クサビ挿入型目地材又は同等品以上とし、下表の品質規格を満足するものとする。

なお、同等品以上を使用する場合は、農林水産省農村振興局整備部設計課制定「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】」の各目地補修工法の品質・規格を満足するものとする。

試験方法等		規格値
ゴム低変位における 応力・ひずみ試験	JIS K 6254 圧縮試験	静的せん断弾性係数 0.98±0.1N/mm ² 以上
ゴム引張試験	JIS K 6251 ダンベル状試験	引張強度 12N/mm ² 以上 引張伸び 400%以上
ゴム硬さ試験	JIS K 6253 タイプ A デュロメータ	硬さ A60±5
ゴム熱老化試験	JIS K 6257 促進老化試験	引張強さ変化率 -20%以 内 伸び変化率 -30%以内 硬さ変化 0～+7
ゴム圧縮永久ひずみ 試験	JIS K 6262 常温及び高温試験	圧縮永久ひずみ率 45%以 下
ゴム低温試験	JIS K 6261 低温衝撃ぜい化試験	-50℃以下
ゴム耐液試験	JIS K 6258 浸せき試験	質量変化率 5%以下
ゴム耐オゾン劣化	JIS K 6259 静的オゾン劣化試験 亀裂状態観察法	肉眼観察で亀裂のないこと
促進耐候性試験	JIS K 6266 試験条件：キセノンアークランプ式4,000時間 (放射照度60±2W/m ² 、測定波長域 300～400nm) 又は、サンシャインカーボンアーク灯式2,400時間 (放射照度 255W/m ² 、測定波長域 300～700nm、パネル温度63℃)	ひび割れ、変色等がないこと
止水性試験	目地成型ゴム挿入工法の止水性試験 方法（案）（試験水压0.1MPa、水压 保持時間3分間）	漏水が認められないこと
伸縮追従性試験	鉛直変位追従試験 軸方向変位追従試験	漏水が認められず、剥がれが ないこと

(5) 目地材

開水路改修区間

伸縮目地：（ゴム発泡体目地板） t=10 mm

収縮目地（油性ペイント目地）

(6) 砕石

再生クラッシュラン RC-40 JIS A 5001 準拠

単粒砕石 S-30 JIS A 5001 準拠

(7) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C(%)	セメント の種類に よる記号	使用目的
無筋コンクリート	18	8or12	25or20	65 以下	BB	コンクリート堰 法面保護工 底版増厚工
鉄筋コンクリート	21	12	25or20	60 以下	BB	嵩上げ工 復旧工

(8) 鋼材類

鉄筋コンクリート用棒鋼 JIS G3112 SD295A D13、D16

溶接金網 線径 6mm 網目 150×150mm

(9) 土木安定シート

強度 1,220N/5 cm以上、かつ厚さ 0.37 mm以上

(10) ウィーブホール

あと施工ウィーブホール 塩化ビニル製フィルター付き φ50mm

(11) アンカー

接着系アンカー D13 用、D16 用

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
プライマー	カタログ、試験成績書
ひび割れ補修材料（充填材）	配合設計書、カタログ、試験成績書
断面修復材料	配合設計書、カタログ、試験成績書
目地補修材料	カタログ、試験成績書
目地材（ゴム発泡体目地板）	カタログ、試験成績書
石材及び骨材	試験成績書、産地証明書、粒度分析表
コンクリート	配合報告書、試験成績書
鉄筋	ミルシート
土木安定シート	カタログ
ウィーブホール	カタログ
アンカー	カタログ
鋼材類	カタログ・試験成績書
その他の使用材料	カタログ、試験成績書等

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、監督職員の検査又は試験を受けなければならない。なお、これらの工事材料以外にも、受注者の自主管理検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合、これに応じなければならない。

材 料 名	検査・試験項目	備 考
ひび割れ補修材料	入荷・空袋数量	施工前及び施工完了後、入荷及び空袋数量の確認を行う。
断面修復材料	入荷・空袋数量	施工前及び施工完了後、入荷及び空袋数量の確認を行う。
目地補修材料	外観、形状、寸法	入荷時に抽出確認を行う。

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用については、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資材名	規格	調達地域等
敷鉄板	22×1,524×6,096	茨城県筑西市

第10章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、平面縦断図に示す下記の B.M を使用するものとする。
なお、水準点等の位置データは、測地成果 2000 に対応したものである。

H27KBM14 : EL=16.057m

H27KBM15 : EL=15.497m

H27KBM16 : EL=14.566m

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

- 1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。
- 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工 種		確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認 対象	備考
土工	掘削	床付け状況、基準高	初期床付け完了時		
		地質状況	地質変化時		
補修 ・ 補強工	下地処理工	外観	初期施工段階で1箇所		
	ひび割れ補修工	長さ、溝はつりの幅	初期施工段階で1箇所		
	断面修復工	幅、延長、深さ	初期施工段階で1箇所		鉄筋防錆処理含む
	目地工	長さ、外観	初期施工段階で1箇所		
コン クリ ート 構 造 物	砕石基礎工、均しコンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所		
	コンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所		
	鉄筋	かぶり、中心間隔	初期施工段階で1箇所		
指定 仮設		高さ、幅、長さ、深さ等	設置完了時点で 各工種代表1箇所		敷鉄板・土木安定シートは除く

2. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシュラン	RC-40	法面保護工、現場打水路工

(2) 建設資材廃棄物等の現場内利用

受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等について、本現場内で利用可能か否か検討し、その利用等について監督職員と協議しなければならない。なお、分別の徹底、適切な保管を行うものとする。

3. 建設資材等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示

す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処 理 施 設 名	住 所	受入時間	事業区分
コンクリート殻 (無筋)	大蔵生コンクリート(株)	茨城県東茨城郡城里町下 青山 970	8:00～ 17:00	中間処理
コンクリート殻 (鉄筋)	大蔵生コンクリート (株)	茨城県東茨城郡城里町下 青山 970	8:00～ 17:00	中間処理
プラスチック廃材 (土木安定シート)	(株) 茨城環境企業 最終処分場	茨城県日立市小木津町 1454	8:00～ 16:30	最終処理

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び 解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

注) ■が該当部分である。

5. 土工

(1) 掘削

- 1) 掘削土は埋戻及び盛土に流用するもののほか全て水路脇法面等(水路管理敷地内)にて放土、敷き均しを行う以外は建設発生土受入地(小場江幹線ボックスカルバート部)へ搬出しなければならない。
- 2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、作業を中止して速やかに監督職員と協議しなければならない。
- 4) 過掘となった部分は、基礎材で埋戻し、基礎と同様に転圧するものとする。

(2) 埋戻及び盛土

- 1) 埋戻及び盛土は、現地発生土を使用するものとし、現地盤相当に締め固めを行うものとする。

現地発生土が使用できない場合は監督職員と協議するものとする。

(3) 残土処理

- 1) 水路内堆積土については、掘削を行い、水路脇法面等（水路管理敷地内）にて抜気、放土及び敷き均しを行うものとする。なお、水路内や管理敷地外に土砂等の流出が生じないように留意して施工を行うものとする。これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2) 法面保護工で発生する残土については、水路脇法面等（水路管理敷地内）にて放土、敷き均しを行うものとする。なお、水路内や管理敷地外に土砂等の流出が生じないように留意して施工を行うものとする。これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3) 建設発生土は、搬出量の検測を行うものとする。

6. 構造物撤去工

(1) 構造物取壊工

- 1) 受注者は事前に対象構造物の寸法、形状、再利用の可否について調査を行い、監督職員へ報告を行うものとする。
- 2) 構造物取壊しに伴い、新たに振動・騒音対策の必要が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。

(2) 運搬処理工

- 1) 撤去物は事前に搬出量の検測を行い、監督職員へ報告するものとする。

7. 嵩上げ工・内面補強工

嵩上げ工及び内面補強工については、鉄筋コンクリート構造とする。

(1) 下地処理工

1) 高圧洗浄作業

高圧洗浄機を用いコンクリート表面の泥や、藻、苔、油脂類等の付着物および、剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。

標準洗浄圧は、30MPaを想定している。

高圧洗浄機のノズルを操作する作業員は、高圧洗浄機を熟知した者が作業するとともに、防護メガネ、防護服、防護靴等を装着して作業するものとする。

2) コンクリート殻処理

高圧洗浄後に発生するコンクリート片等については、施工区間外に流出しないよう水路を土のう等で締め切っておくものとし、集積後所定の処理施設に搬出するものとする。

なお高圧洗浄作業において、汚泥等が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。

3) 高圧洗浄用水

高圧洗浄工に使用する水は、施工場所付近から水道水の購入を想定している。

(2) 嵩上げ高さの確認

嵩上げ高さについては縦断図のとおりとするが、施工に先だって測量結果を元に、嵩上げ高さに不足がないように縦断図を精査し、監督職員に嵩上げ高さの確認を得るものとする。

(3) 鉄筋工・アンカー

- ① 高圧洗浄により、水路側壁及び底版の汚れや劣化部分を除去し、ハンマードリル等を使用して配筋図に示された位置にφ16 mmもしくはφ20mm の削孔を行い、ブローヤや刷毛等により孔内を清掃する。
- ② 削孔部に接着系アンカーを挿入したのちに組立鉄筋アンカーを挿入し、アンカーの定着を行う。定着を確保したのちに、配筋図に従い鉄筋を組み立てる。

(4) コンクリート打設

- ① 所定の嵩上げ高さとなるよう型枠を設置し、コンクリートを打設する。
- ② 型枠設置時、掘削及び埋戻作業は必要ないと判断しているが、必要な場合は、監督職員と協議するものとする。
- ④ 目地の位置は既設水路の目地と同位置とし、既設底版目地の上部に水膨張ゴムを設置したのちにコンクリートを打設する。また型枠を脱型したのちに打設打継部に伸縮目地もしくは収縮目地を施工する。新たに施工する目地については、同位置の既設目地と同様のものを施工するものとする。
- ⑤ コンクリートはコンクリートポンプ車打設を計画しているが、現場条件等により変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。

(5) 養生

低温時の養生方法については監督職員と協議して定めなければならない。

8. 法面保護工・底版増厚工

法面保護工及び底版増厚工については、無筋コンクリート構造とする。

(1) 法面保護工

1) 砕石基礎

砕石基礎の締固めは、十分に締固めなければならない。

2) コンクリート打設

- ① 所定の形状及び高さとなるよう型枠を設置し、コンクリートを打設する。
- ② 目地（伸縮目地・収縮目地）の位置は既設水路の目地と同位置とし、同位置の既設目地と同様のものを施工するものとする。
- ③ コンクリートはポンプ車打設を計画しているが、現場条件等により変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。

3) 養生

低温時の養生方法については監督職員と協議して定めなければならない。

(2) 底版増厚工

1) 下地処理工

① 高圧洗浄作業

高圧洗浄機を用いコンクリート表面の泥や、藻、苔、油脂類等の付着物および、剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。

標準洗浄圧は、30MPa を想定している。

高圧洗浄機のノズルを操作する作業員は、高圧洗浄機を熟知した者が作業するとともに、

防護メガネ、防護服、防護靴等を装着して作業するものとする。

②コンクリート殻処理

高圧洗浄後に発生するコンクリート片等については、施工区間外に流出しないよう水路を土のう等で締め切っておくものとし、集積後所定の処理施設に搬出するものとする。

なお高圧洗浄作業において、汚泥等が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。

③高圧洗浄用水

高圧洗浄工に使用する水は、施工場所付近から水道水の購入を想定している。

2) コンクリート打設

① 所定の高さとなるよう型枠を設置し、コンクリートを打設する。

② 目地の位置は既設水路の目地と同位置とし、既設底版目地の上部に水膨張ゴムを設置したのちにコンクリートを打設する。また型枠を脱型したのちに打設打継部に伸縮目地もしくは収縮目地を施工する。新たに施工する目地については、同位置の既設目地と同様のものを施工するものとする。

③ スペーサーブロック等を用いて溶接金網を所定の位置に設置する。

④ コンクリートはコンクリートポンプ車打設を計画しているが、現場条件等により変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。

3) 養生

低温時の養生方法については監督職員と協議して定めなければならない。

9. 補修工

(1) 準備工

1) 水路内に堆積している汚泥やゴミ等はスコップ、バックホウ等により除去し、適切に処分するとともに、処理数量を報告しなければならない。なお、土砂が堆積している場合は撤去したのち、水路敷へ存置するものとするが、現場状況より運搬・処分が必要となった場合は設計変更にて処理する。

2) 湧水や降雨が水路背面から流入する場合は、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。

また、側壁面の施工に支障となる樹木や草、泥土等が背面盛土側に存在する場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。

3) 降雨及び降雪対策、養生温度の確保、被覆材の飛散防止等のために必要と思われる場合は、適宜、ビニールシート等による養生を行うものとする。

(2) 下地処理工

1) 高圧洗浄作業

高圧洗浄機を用いコンクリート表面の泥や、藻、苔、油脂類等の付着物および、剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。

標準洗浄圧は、30MPaを想定している。

高圧洗浄機のノズルを操作する作業員は、高圧洗浄機を熟知した者が作業するとともに、防護メガネ、防護服、防護靴等を装着して作業するものとする。

2) コンクリート殻処理

高圧洗浄後に発生するコンクリート片等については、施工区間外に流出しないよう水路を土のう等で締め切っておくものとし、集積後所定の処理施設に搬出するものとする。

なお高圧洗浄作業において、汚泥等が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。

3) 高圧洗浄用水

高圧洗浄工に使用する水は、施工場所付近から水道水の購入を想定している。

(3) 補修範囲の確認

補修範囲は、高圧洗浄作業後、断面修復工、目地修復工の位置及び範囲を現地確認するとともに、受注者にて補修工展開図を精査し写真等を整理した上で、監督職員に劣化状況に応じた対策工法の確認等を得るものとする。

(4) ひび割れ補修工（充填工法）

施設に発生したひび割れ（1mm 以上）を挟むように幅 10mm、深さ 10mm で溝はつりを行う。溝内面の汚れを除去した後、プライマーを塗布しコテ等を用いてポリマーセメントモルタルを充填するものとする。

なお、ひび割れの延長に変更があった場合は、監督職員と協議するものとする。

(5) 断面修復工（鉄筋防錆処理を含む）

1) 高圧・超高圧洗浄、ピック、コンクリートブレーカ等を用い脆弱部を除去するものとする。

鉄筋が露出している場合は、劣化部の範囲より多少広く設定しコンクリートカッターで切れ目（目安として 10～20mm 程度）を入れ、鉄筋背面まではつり取ることとする。露出した鉄筋は、ワイヤブラシ等で入念に錆落しを行った上で清掃し、鉄筋に防錆材を塗布する。

なお、鉄筋の腐食が著しい場合は監督職員と協議するものとする。

2) 既設コンクリートとの接着性を向上させるため水性プライマーを塗布するものとする。

水性プライマーは、塗りが残しが無いよう隅角部まで入念に塗布するものとする。なお、水性プライマーを塗布せずに、所定の付着強度を確保する場合は、この限りではない。

3) 欠損部における断面修復材は表面被覆材と同様の繊維混入ポリマーセメントモルタルを使用し、金ゴテ等により平滑に仕上げるものとする。

修復厚が 3cm 以上ある場合は、1 層を 3cm 以内とし複数層に分けて、施工しなければならない。

なお、日平均気温が 4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ、運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。その対応方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(6) はつり殻搬出

補修工に伴う下地処理やはつり等で生じた既設コンクリート殻等は回収して搬出するものとする。

(7) 目地補修工

原則として目地は既設目地と同位置に設けることとする。

1) 目地タイプの選定

クサビ挿入型目地材は W=100mm タイプを標準とする。

なお、上記のタイプの設置範囲を超える目地のズレ・段差が確認された場合は、タイプにつ

いて監督職員と協議するものとする。

2) 目地充填部の前処理

既設目地の両端をコンクリートカッターで切り込んだ後、ピック等によりはつり取り、目地側壁に付着している異物を除去し表面を清掃するものとする。

3) 目地挿入

目地は、目地部にまっすぐに挿入し、ねじれのないよう、留意しなければならない。また、目地の施工は1 施行目地あたり一本の製品を挿入するものとする。

4) 段差箇所及び屈曲部の施工

目地挿入部に段差がある場合及び水路断面屈曲部にかかる場合の施工については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

10. 仮設工

(1) 施工ヤード

- 1) 施工ヤードは土木安定シート及び敷鉄板を敷設するものとするが、現場条件及び地権者の意向により表土剥ぎを実施する場合は、監督職員、地権者等の立会により表土の厚さ、標高の確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。

(2) 水路内仮設

- 1) 工事用道路又は施工ヤードより、ユニック車、クレーン機能付きバックホウ等にて水路内に資機材を吊り降ろすことを計画している。
- 2) 水路沿いに道路からの荷卸しが困難な場合は、資器材の搬入又は水路内運搬について監督職員と協議するものとする。
- 3) 既設水路底版コンクリート上に不整地運搬車等を走行させる場合は、水路に損傷を与えないよう、事前に既設水路の水重による地盤反力と搬入機械の荷重による地盤反力の検討を行わなければならない。
- 4) 水路を横断する橋梁下や暗渠内を通過する際は高さ制限に注意し、桁等に接触する事がないよう十分注意しなければならない。また別途安全対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
- 5) 水路内仮設の詳細については施工計画書に盛り込み、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
- 6) 水路内仮設に当たっては、事前に底版コンクリートの状況を把握しておき、施工後不具合が生じた場合は、補修を指示する場合がある。
- 7) 水路内に設置するコンクリート堰撤去においては、既設水路に損傷を与えないよう慎重に行うこと。なお、既設水路に損傷が生じた場合は、対応について監督職員と協議すること。
- 8) 水路内に設置するコンクリート堰の設置位置については、別添の仮設計画図に示す位置で計画しているが、現地の状況（流入状況）により設置に支障を来す場合は監督職員と協議するものとする。

(3) 仮設放流工

- 1) 既設水路および排水路の壁の一部を取り壊し、その間の床掘を行い仮設放流工を設置するものとする。

2) 水路壁の取壊しを行う箇所は、事前に現地測量を行い、敷設する仮回し管の管路勾配が逆勾配とならない位置を確認し施工を行うものとする。

3) 排水路については、排水の流下状況を確認し、排水路から溢水がないように適切に維持管理するものとする。

(4) 用地境界杭等

既存の用地境界杭等は、その保存につとめなければならない。やむを得ず用地境界杭等の仮移設等が必要となる場合は、監督職員の指示によるものとする。

1 1. 復旧工

(1) 水田及び畑地復旧

1) 受注者は工事用地として使用する前後に地盤高を測定し、その沈下量を監督職員へ報告するものとする。

なお、沈下量が大きい場合は、復旧方法等について監督職員と協議するものとする。

2) 水田及び畑地は石礫等の雑物撤去を十分に行ったうえで耕起を2回行うものとする。

(2) 水路壁復旧

1) 受注者は仮設のため取り壊した幹線水路および排水路の壁面について、取壊し前の機能を満足するよう復旧するものとする。

第 11 章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第 1 編 1-1-11 に規定する(2)又は(3)の資格を有するものでなければならない。

2. 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

(1) 水路補修工（嵩上げ工、法面保護工区間）

1) 出来形管理

直接測定による出来形管理は別表 1 のとおりとする。ただし工法により、これにより難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

また撮影記録による出来形管理は別表 2 のとおりとする。

2) 品質管理

品質管理項目は別表 3 のとおりとする。ただし工法により、これにより難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒

板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- １）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- １）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ２）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL（https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

４．工事現場における遠隔確認について

- （１）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- （２）遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- （３）農林水産省が推奨するWeb 会議システムは、Microsoft Teamsである。

- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第12章 天災その他不可抗力

1. 異常出水

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。

那珂川の異常出水により工事目的物等に被害が生じた場合のみ、その損害額の負担については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

2. 工事現場の巡視等について

受注者は、工事現場を随時巡視し、災害防止のため、必要があると認められるときは対策を講じなければならない。

巡視の状況については監督職員に遅滞なく報告し、対策についての承諾を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときはこの限りではない。なお、対策に要した費用は発注者、受注者で協議するものとする。

第13章 条件変更の補足説明

1. 本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等には示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 第2章4に示す工事数量表に変更が生じた場合
- (2) 工事数量表の備考欄に「概」と表示した項目について、変更が生じた場合
- (3) 第4章1に示す土質に変更が生じた場合
- (4) 土質調査が必要になった場合
- (5) 関連工事との調整により施工条件、施工方法等に変更が生じた場合
- (6) 振動・騒音対策の必要が生じた場合
- (7) 水替え工の変更が生じた場合
- (8) 転石・湧水の出現があった場合
- (9) 濁水処理の必要が生じた場合
- (10) 交通誘導警備員が必要となった場合
- (11) 第4章3(4)に規定する防塵対策の必要が生じた場合
- (12) 河川協議、道路協議等、関係機関との調整により施工条件、施工方法等に変更又は追加が生じた場合
- (13) 使用する工事用道路に交通制限が生じた場合
- (14) 正常な運行等によって舗装が破損した場合
- (15) 洪水の発生等により仮設計画、施工方法等の条件を変更する必要が生じた場合
- (16) 立木伐採の追加等が生じた場合
- (17) 第6章に係る工事用地等の使用条件に変更が生じた場合

- (18) 第10章 2 (2) に規定する建設資材廃棄物等の再利用方法等に変更が生じた場合
- (19) 騒音・振動調査及び防音、防塵、防振処理等の対策の必要が生じた場合
- (20) 新たな産業廃棄物が出現した場合
- (21) 洗浄排水等の水質浄化設備が必要となった場合
- (22) 洗浄方法及び圧力に変更が生じた場合
- (23) 高圧洗浄後の調査により補修範囲、補修方法に変更が生じた場合
- (24) 指定仮設に変更が生じた場合
- (25) 工事用地等が新たに必要となった場合
- (26) 第10章 9 (1) ～ (7) に規定する施工方法等に変更が生じた場合
- (27) 既設構造物の保護対策等の必要が生じた場合
- (28) 粉じん対策の必要が生じた場合
- (29) 歩掛調査等の公共事業関係調査が追加になった場合
- (30) 開渠の補修等が必要となった場合
- (31) 現地精査の結果、設計図書に著しい変更が生じた場合
- (32) 足場が必要となった場合
- (33) 現場条件に変更が生じた場合
- (34) その他精査により変更が生じた場合
- (35) その他監督職員が必要と認めたもの

第 14 章 設計変更等の業務

受注者は設計変更が生じ、設計変更に必要な測量、数量計算及び図面の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議のうえ、設計変更に計上するものとする。

第 15 章 その他

1. 契約後 V E 提案

(1) 定 義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 (設計図書の変更に係る受注者の提案) の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

（３） ＶＥ提案書の提出

１）受注者は、（２）のＶＥ提案を行う場合、次に掲げる事項をＶＥ提案書（共通仕様書様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

①設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

②ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤工業所有権を含むＶＥ提案である場合、その取り扱いに関する事項

⑥その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

２）発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

３）受注者は、ＶＥ提案を契約締結の日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

４）ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

（４） ＶＥ提案の適否等

１）発注者は、ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

２）また、ＶＥ提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

３）ＶＥ提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

４）発注者は、ＶＥ提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

５）発注者は、ＶＥ提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

６）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

７）ＶＥ提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

８）発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。ＶＥ提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6）のＶＥ管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がV E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間（現場事務所の配置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約締結後、監督職員と打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている機関については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への選任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

4. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

- ・ 営繕費 : 労働者送迎費、宿泊費、借上費
- ・ 労務管理費 : 募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示するものとする。
- (3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通

費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

- (6) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は、金額の妥当性を証明する金額計算書）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

7. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の1～11の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、12～17については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須では無い。

【快適トイレに求める機能】

- 1) 洋式（洋風）便器
- 2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
- 3) 臭い逆流防止機能
- 4) 容易に開かない施錠機能

- 5) 照明設備
- 6) 衣装掛け等のフック付、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- 7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- 9) サニタリーボックス
- 10) 鏡と手洗器
- 11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- 12) 便房内寸法 900 mm×900 mm 以上（面積ではない）
- 13) 擬音装置（機能を含む）
- 14) 着替え台
- 15) 臭気対策機能の多重化
- 16) 室内温度の調節が可能な設備
- 17) 小物置場（トイレトペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】1～6 及び【付属品として備えるもの】7～11 の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※ 施工延長が長い等、トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 週休 2 日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休 2 日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 週単位の週休 2 日とは、対象期間のすべての週において、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら 2 日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休 2 日とは、対象期間において、すべての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでのいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
 - 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

	週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日以上))
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

2) 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき積算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成

績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

- (6) 週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
鉄筋工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01

9. 週休 2 日制の促進

- (1) 本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」）の発行を行う工事である。

10. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上となる日を真夏日と見なす。
- ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値(%) = 真夏日率(%) × 補正係数※

補正係数：1.2

11. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や、部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する、総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

12. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

13. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変

更積算のみに適用する。

- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で事後精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

14. 部分払いについて

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

第16章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別表 1 直接測定による出来形管理

【開水路補修工】

工種	項 目	管 理 基 準 値	規格値 (参考)	測 定 基 準
下地処理	外観	表面に付着物が無く、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。	同左	施工延長概ね50～100mごとに1箇所割合で処理面を目視確認する。50m未満は2箇所確認する。
ひび割れ補修工 (充填工)	延長(L)	－ 0mm	－ 0mm	各補修箇所。
	溝はつり幅(B)	－ 0mm	－ 0mm	各補修箇所。ただし、1箇所当たりの施工延長が10m以上の場合は、施工延長概ね10mごとに1箇所割合で測定する。
	溝はつり深さ(H)	－ 0mm	－ 0mm	各補修箇所。ただし、1箇所当たりの施工延長が10m以上の場合は、施工延長概ね10mごとに1箇所割合で測定する。
	充填量	設計量以上	設計量以上	充填総量を確認する。
断面修復工	長さ(L)	＋ 5mm、－ 0mm	－ 0mm	各補修箇所。
	幅(H)	＋ 5mm、－ 0mm	－ 0mm	各補修箇所。
	厚さ(T)	＋ 5mm、－ 0mm	－ 0mm	各補修箇所とし、1箇所につき4点測定する。ただし、小規模補修（概ね1㎡未満）は1点測定する。
	外観	施工全面に、浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がっていること。	同左	各補修箇所を目視確認する。
	面積(A)	－	施工面積≧設計面積	各施工面積について、展開図又はその他の方法により測定(求積)し、確認する。
鉄筋処理	外観	錆除去：鉄筋に錆がないこと。 防錆剤塗布：塗り残し、塗りむらがないこと。	同左	各補修箇所を目視確認とする。
目地補修工 (クサビ挿入型 目地材)	切削幅	W=100	W=100	各補修箇所 測定位置は左右壁中央付近及び底板中央付近の計3箇所
		6mm+1.5mm	6mm+1.5mm	
	切削深さ	W=100	W=100	同上
		13mm+7mm	13mm+7mm	
	溝間隔	W=100	W=100	同上
		85mm+20mm	85mm+20mm	
	延長	－0mm	－1mm	各補修箇所

別表2 撮影記録による出来形管理

【開水路補修工】

工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
下地処理		施工延長概ね50～100mにつき1箇所割合で撮影する。50m未満は2箇所確認	施工前後の表面の状況を撮影する。 施工状況、使用機械、施工時の洗浄圧量等を撮影する。 不陸の状況、凹凸を撮影する。
ひび割れ補修工 (充填工)		施工(水路)延長概ね50mにつき1箇所割合で撮影全1回	施工状況、使用機械を撮影する。 補修箇所の溝はつりの幅と深さ、延長を撮影する。 材料の総使用量が分かるものを撮影する。
断面修復工	断面修復工	施工延長概ね50～100mにつき1箇所割合で撮影する。50m未満は2箇所確認する。 全1回	施工前後の表面の状況、施工状況、使用機械を撮影する。 練り混ぜ、配合状況を撮影する。 断面修復の厚さ、寸法、面積測定状況を撮影する(施工面積により適宜測点で管理する) 材料の総使用量が分かるもの(空缶、梱包材等)を撮影する。
	鉄筋処理	施工箇所毎	防錆処理状況を撮影する。
目地補修工 (クサビ挿入型目地材)	切削工	施工(水路)延長概ね50mにつき1箇所割合で撮影する。50m未満は2箇所撮影	施工状況、使用機械を撮影する。 切削幅及び深さ(左右側壁及び底版)を撮影する。 湧水部の止水または導水の状況を撮影する。
	目地設置	施工(水路)延長概ね50mにつき1箇所割合で撮影する。50m未満は2箇所撮影	施工状況、補修箇所の延長を撮影する。
		全1回	材料(クサビ挿入型目地材)の総使用量が分かるものを撮影する。

別表 3 品質管理項目

【開水路補修工】

工種	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準	規格値(参考)
断面修復工	圧縮強度試験	JSCEK-561 試験体：円柱供試体（φ50mm×100mm）等を1回につき3本採取。作成1日後に脱型し、材齢28日まで20℃±2℃の水中養生。	①試験体の作製時期：断面修復工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取。	圧縮強度21.0N/mm ² 以上
			②試験頻度：施工延長概ね50～100mごとに1回。	